

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

| 提案事項名 | 該当頁 |
|---|---------|
| 1 - 日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい。 | 1 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 |
|----|--------|-------------|---|--|----------------------------|------|
| 1 | 12月12日 | 1月27日 | 日本に代理人を有しない外国人が、在留資格認定証明書の交付を申請する際の規制を緩和していただきたい。 | <p>外国企業が日本に拠点(子会社、支店又は駐在員事務所)を設立し、当該拠点の代表者又は従業員として本国から外国人を派遣するケースにおいて、在留資格認定証明書の取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則では、地方入国管理局に在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要資料を提出する際、地方入国管理局長が相当と認めれば、「本邦にある外国人」又は代理人(当該外国人を受け入れようとする機関の職員等)は出頭することを要されず、この場合、代行の依頼を受けた弁護士又は行政書士等が提出を行うものとされている(出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二第四項)。</p> <p>日本において新規に設立される外国企業の拠点に代表者又は従業員として本国から派遣される外国人が、在留資格認定証明書(投資・経営、企業内転勤等)の交付を申請する際、当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合は、弁護士又は行政書士等に地方入国管理局への申請書の提出代行を依頼していても、「本邦にある外国人」であることを満たすため、申請書提出時に日本に滞在していることを要されることがある。この場合、申請書を提出する時点で「本邦にある外国人」という状態にあるためだけに日本出張を余儀なくされるケースがあり、外国企業からは、無駄なプロセスとして改善を要望する声が度々寄せられている。</p> <p>このため、1. 在留資格認定証明書交付申請書及び写真、必要書類を地方入国管理局に提出するときに、地方入国管理局長が相当と認めれば、外国人は「本邦にある外国人」でなくとも出頭を要しないようにする、2. 弁護士又は行政書士等も代理人として在留資格認定証明書交付申請ができるようにする、等の措置をお願いしたい。</p> | 日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等 | 法務省 |